

定期積金規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

定期積金(以下、「この積金」といいます。)は、第11条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第6項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

2. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまから当金庫所定のこの積金の申込書の提出を受け、当金庫が通帳を交付する等してこれを承諾したときに、この積金に係る契約が成立するものとします。

3. (掛金の払込み)

この積金は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。

払込みの場合には、必ず通帳を提出してください。

4. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れた場合には、その証券類が決済された日を払込日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなった場合には、掛金になりません。

不渡りとなった証券類は、通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

5. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

6. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。

または、通帳記載の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

7. (給付補填金等の計算)

(1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかった場合には、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しない場合には、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以後のときは、解約日の前日)までの期間について、つぎの本条第3号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② この積金を第11条第2項により満期日前に解約する場合、および第11条第5項および第6項の規定により解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの本項第3号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ 上記本項第1号または第2号の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。

A. 初回払込日から満期日もしくは解約日までの期間が1年未満の場合

解約日における普通預金利率

B. 初回払込日から満期日もしくは解約日までの期間が1年以上の場合

約定年利回×60%(小数点第3位以下は切捨てます。)

なお、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、普通預金利率とします。

④ この計算の単位は、1円とします。

8. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれた場合には、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。

(2) 先払分に依りて満期日の繰上げは行いません。

9. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以降に解約する場合には、給付契約金に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

10. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。

預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。

この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(3) 本条第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵

触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (4) 本条第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

11. (解約等)

- (1) 当金庫の債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めた場合には、この預金は満期日前に解約できません。

(2) この積金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(3) この積金を解約する場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、通帳とともに当店に提出してください。

(4) 本条第2項の解約手続に加え、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。

(5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第10条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが明らかになった場合

⑥ 第10条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合

⑦ 前各号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合

(6) 本条第5項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は、この積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。

通知により解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名または名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この解約により当金庫に損害が生じた場合には、その損害額を支払ってください。

① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(7) 本条第5項および第6項により、この積金が解約され掛込残高がある場合、またはこの積金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失った場合、または印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。
- (2) 本条第1項の印章、氏名または名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (4) 本条第1項による届出事項の変更の届出にかかわらず、届出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響をおよぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じた場合にも、同様にただちに書面によって届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに書面によって任意後見人の氏名その他の必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にただちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様にただちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

14. (印鑑照合)

通帳、預金払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の印鑑スキャナに使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。

なお、積金契約者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

15. (盗難通帳を用いた解約による払戻し等)

- (1) 積金契約者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合には、積金契約者は、当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 本条第1項の請求がなされた場合には、当該払戻しが積金契約者の故意によることを除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第14条本文にかかわらず補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であること、および積金契約者に過失（重過失を除きます。）があることを、当金庫が証明した場合には、当金庫は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、本条第1項にかかる当金庫への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、当該払戻しが行われた日とします。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 本条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを、当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが、積金契約者の重大な過失により行われたこと
 - B. 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

また、積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が本条第2項の規定にもとづき補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が本条第2項の規定にもとづき補てんを行った場合には、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、当該払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

16. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この積金、積金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

17. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

(1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺するときに限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金契約者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 本条第1項により相殺する場合の手続については、次によるものとします。

① 相殺通知は、書面によるものとします。

なお、通帳は、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務(積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの)がある場合には充當の順序方法を指定してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。

また、当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 本項第2号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

④ 本項第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 本条第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。

(4) 本条第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 本条第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について、当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。